

臨時特例つなぎ資金

解雇や派遣労働者の雇止め等により住居を喪失し、その後の生活維持が困難なために公的給付制度又は公的貸付制度を申請している離職者の方が、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの間のつなぎ資金として生活資金の貸付を行います。

臨時特例つなぎ資金については、福岡市社会福祉協議会にご相談下さい。

臨時特例つなぎ資金の概要

(貸付対象)

住居のない離職者であって、次の要件の全てに該当する場合に貸付申請できます。

- 1) 離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されている方※注で、かつ当該給付等開始までの生活に困窮していること。
- 2) 貸付を受けようとする方の名義の金融機関の口座を有していること。

※注 臨時特例つなぎ資金の対象となる公的給付及び公的貸付制度とは、具体的には次のとおりです。

公的給付制度・・・失業等給付、訓練・生活支援給付（公共職業安定所）
住宅確保給付金（生活自立支援センター）等

公的貸付制度・・・長期失業者支援事業による貸付（公共職業安定所）等

(貸付内容)

- 貸付限度額 100,000円
- 貸付利子 無利子
- 貸付金の償還 公的給付又は公的貸付が決定し、その交付を受けたとき（または却下のとき）から原則1月以内
- 連帯保証人 不要

(申込に必要な書類)

- ①臨時特例つなぎ資金借入申込書、借用書（所定の様式）
- ②公的給付制度または公的貸付制度の申請が受理されていることを証明する書類
- ③借入申込者名義の金融機関の預金通帳の写し
- ④運転免許証、健康保険証、住民票、住民基本台帳カード、各種福祉手帳、パスポート等、本人確認ができる書類の写し
（※ただし、④に関しては提出が困難な場合、提出が無くても申込できます）

●相談窓口：生活福祉資金受付センター

（福岡市社会福祉協議会 生活福祉課）

電話（092）－791－5708

福岡市中央区荒戸3－3－39 福岡市市民福祉プラザ4階